

令和2年第3回度会町議会定例会会議録

招集年月日 令和2年9月18日

招集場所 度会町議会議場

開議 令和2年9月18日（午前9時00分）

出席議員	1番 大西 徹	2番 大野 原徳	3番 中西 久博
	4番 長谷川多一	5番 貞森 義和	6番 若宮 淳也
	7番 西井 仁司	8番 舟瀬 勝	9番 濱岡 裕之
	10番 牧 幸作	11番 中森 慰	

欠席議員 なし

地方治法第121条の規定による説明のため会議に出席した者の職・氏名

町 長	中村 忠彦	長寿福祉課長	迫本 晃
代表監査委員	山下 幸生	産業振興課長	作野 和幸
副 町 長	西岡 一義	建設水道課長	中川美知彦
総 務 課 長	中西 章	環境水道担当課長	森井 裕
みらい安心課長	山下 喜市	会 計 管 理 者	長谷川陽子
税務住民課長	中井 宏明	教育委員会教育長	中西 正典
保健こども課長	岡田 美和	教育委員会事務局長	中井 均

議会の職務のために出席した者の職員氏名

議会事務局長	岡谷 吉浩	書 記	阪口 昇吾
書 記	倉田 晃旗	書 記	中村 公洋

議事日程

- 日程第1 一般質問
1. 6番 若宮 淳也 議員
 2. 1番 大西 徹 議員
 3. 5番 貞森 義和 議員
 4. 4番 長谷川多一 議員
 5. 2番 大野 原徳 議員
- 日程第2 各常任委員長審査結果報告、質疑
- 日程第3 討論（議案第59号～議案第75号）
- 日程第4 採決（議案第59号～議案第76号、請願第2号～請願第5号）
- 追加日程第1 議員提出議案の上程（発議第2号～発議第7号）
- 追加日程第2 提出理由の説明（発議第2号～発議第7号）

- 追加日程第3 質疑（発議第2号～発議第7号）
- 追加日程第4 討論（発議第2号～発議第7号）
- 追加日程第5 採決（発議第2号～発議第7号）
- 追加日程第6 追加議案の上程（議案第77号）
- 追加日程第7 質疑（議案第77号）
- 追加日程第8 討論（議案第77号）
- 追加日程第9 採決（議案第77号）
- 日程第5 閉会中の継続審査の申出について
- 日程第6 議員派遣の件について

上程議案

- 議案第59号 令和2年度 度会町一般会計補正予算（第4号）
- 議案第60号 令和2年度 度会町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第61号 令和2年度 度会町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第62号 令和2年度 度会町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第63号 令和元年度 度会町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第64号 令和元年度 度会町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第65号 令和元年度 度会町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第66号 令和元年度 度会町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第67号 令和元年度 度会町郡指導主事共同設置事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第68号 令和元年度 度会町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第69号 令和元年度 度会町水道事業会計決算の認定について
- 議案第70号 度会町犯罪被害者等支援条例について
- 議案第71号 度会町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第72号 度会町手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 議案第73号 度会町文化財保護条例の一部を改正する条例について
- 議案第74号 度会町児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第75号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度 度会町一般会計補正予算（第3号））

- 議案第76号 度会町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 議案第77号 物件等の買入れに係る契約の締結について
- 請願第1号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願書
- 請願第2号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願書
- 請願第3号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書
- 請願第4号 防災対策の充実を求める請願書
- 発議第2号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書の提出について
- 発議第3号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書の提出について
- 発議第4号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書の提出について
- 発議第5号 防災対策の充実を求める意見書の提出について
- 発議第6号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について
- 発議第7号 防災・減災、国土強靱化対策の継続及び拡充を求める意見書の提出について

◎開会の宣告

(9時30分)

○議長(濱岡 裕之) ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しております。

よって、令和2年第3回度会町議会定例会を再開いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議会日程につきましては、お手元に配付いたしました日程表により会議を進めたいので、御了承をお願いいたします。

◎一般質問

日程第1 これより一般質問を行います。

質問は、通告書どおりに発言を許します。

質問者は質問席で、答弁者は演壇で発言をお願いいたします。

6番 若宮淳也議員。

《6番 若宮 淳也 議員》

○6番(若宮 淳也) おはようございます。6番議員の若宮淳也でございます。通告書に従いまして、質問させていただきたいと思っております。

今回は、新型コロナウイルス感染症に関連しまして、二つの視点から質問させて

いただきたいと思えます。

子供たちの学力の状況とその対応について、子供たちの学力や学びの状況についてではありませんが、今年は猛威を振るっております今回の新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、小・中学校の休校など、子供たちの授業や学習のスケジュールが大幅に遅れ、夏休みの短縮や補修あるいは家での課題学習や自習など、変更を余儀なくされておりました。

また現在、それぞれの御家庭によって事情も異なりますので、学力格差といわれるものが生じてしまうと、危惧しているところでございます。

このコロナ禍で学力テストも中止となっているため、子供たちの学力がどうなっていくのかということ。学校も、親も、子供も把握しにくく、受験を控えた子供や、その家族は特に不安を抱えておるところでございます。

小・中学校の休校後、小学校では夏休みを従来の40日から17日間に短縮し、水曜の5限授業を6限授業にしたりと、様々な努力をしていただき、現在は例年どおりの年間カリキュラムにほぼ追いついたようであります。

中学校でも、小学校と同様に、学校側の努力もありまして、ほぼ追いついてきていると聞いております。学校教育現場の皆様には本当に頑張っていたいただいていると、心から感謝しているところであります。

その上で、先ほども申し上げましたように、実際の学力がどうなっているのか、把握する必要があると考えます。新型コロナウイルス感染症で影響を受けた教育環境の変化に対応できず、集中できなかった子供もいるかもしれません。学校再開後のスケジュールに負担を感じ、授業についていけない子供もいるかもしれません。

いずれにせよ、現時点での学力の状況は、子供たちの精神面、そういったものを把握し、そして、今後の対策を考えるべきときではないでしょうか。

学校教育の全国的なこの状況を踏まえ、度会町として最大限、子供たちの学びを支援していく必要があると思えますが、コロナ禍における子供たちの学力、現在の学力の状況を、町がどのように把握し、今後、町として教育現場は子供たち本人にどのように対応していくのか。お伺いしたいと思えます。

○議長（濱岡 裕之） 中西教育長。

○教育委員会教育長（中西 正典） おはようございます。若宮議員さんの御質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴いまして、国の要請により昨年度の3月2日から今年度末まで臨時休業措置を余儀なくされておりました。

さらに、今年度、4月以降ですけれども、4月に入ってからも4月14日から5月31日まで長期にわたって臨時休業となりました。

また、議員御指摘のように、いろいろな行事、例えば、修学旅行あるいは、キャ

ンプなどの学校行事が中止または延期等となっております。

そのほかにも、三密と言われる密接な環境を回避するために、日常の教育活動の方法あるいは内容の変更も余儀なくされております。

それでは、ここで学校の状況について触れてみたいと思います。

まず、3月から9月18日、本日まででございますが、土曜祝日を除く授業日数は通常ですと103日とカウントでされますが、今年は7月、8月の夏季休業の短縮によって生み出された、議員からも御指摘いただいた17日間の授業確保を加えると、9月18日現在69日となって、途中分散登校のために各学年で多少の差はございますけれども、全体として計算では34日間授業日が欠けたこととなっております。

ただ、実際にはコロナ対策等で、例えば、校外学習やその準備に費やす時間、そういった時間を充てるなど、時数確保の努力によって、実は実質の授業数の差は、日数換算でほぼ10日の不足と聞いております。

また、臨時休校の期間は、学習課題の創意工夫によって学習進度に合わせた復習や、あるいは予習を行ったことで、本来の学習進度に近づく。そういった措置もできたと聞いております。

では、今までに実施した具体的な授業対策の主なものとしたしましては、まず1つは、単元を、いわゆる教科単元の課題の焦点化。効率のいい学習課題をみんなで研修を行ったと聞いております。

もう1つは、行事を短縮及び延期した時間の授業への振替です。これはかなりの時間になったと聞いております。

大きな3つ目としては、水曜日を5限から6限授業にしたと、そういう措置を行っております。

また、そのほか可能な限り、様々な分野での創意工夫により授業時数の確保に努めたと聞いております。

9月18日現在、通常年度の学習進度との比較でございますけれども、小・中両校とも、どの教科も、今現在ですが、ほぼ通常どおりの進度に合流していると聞いております。

ただ、子供たちの授業アンケートを取っておりますけれども、その内容には、一斉授業形態が多くなりますので、授業進度が早く感じたという内容もございました。あるいは、コロナ対策、いわゆる三密回避のために至近距離での話し合いなどの、そういう密接を防ぐためにグループ活動や、あるいは理科の実験、合唱など、ふだんどおりの授業ができない教科も、現在もございます。

では、次に通常時との学力比較でございます。今年度は、議員からも御指摘いただきましたように、国の学力・学習状況調査が一斉に行われておりませんという現状でございますけれども、学校で、度会町では民間業者による学力調査を行ってお

ります。その結果ですけれども、全国平均値とほぼ同じ数値となっております。

そういった調査もしながら、いろいろな分野で、今も学力の調査をやっているわけですけれども、そのほかに、例えば、定期テスト、あるいは懇談会等での保護者の皆さん方からの声、そういった様子からも全体的に大きな学力低下は、現在、感じられないと聞いております。

さて、今後の方針あるいは方策でございますけれども、三重県のコロナ感染状況からも感染防止対策を緩めることなく実施していくことが、これからも求められると思っております。

町内の感染状況を視野に入れて、遠隔授業の必要性に鑑み、学校ではオンライン授業の研修を行うなど、今後も万全を期していく準備を行っております。

しかし、本来、学校が持つ目的でございますが、やはり豊かな人間性の育成であると思っております。安易に行事や活動を中止するのではなく、感染防止対策をしっかり実施していきながら、できる限り子供たちの主体的な学習あるいは学校教育の主体性を見失うことなく、仲間とともに学ぶ喜びや、そういった主体的な学びを守り保障していくことが大切と考えております。

以上、申し上げましたように、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う学力保障に対しましては、様々な対策を講じていきたいと考えております。

今後も学校と協力しながら、感染拡大防止並びに学校教育の充実に努めてまいりたいと思っております。

教育は、学校・家庭・地域が相互に連携して取り組むことが大切と考えます。

子供たちが将来社会人として自立するために必要な力は学校だけでなく、家庭や地域の方々の協力によって、より大きなものとなると確信をしております。

最後に、町民の皆様方や議員の皆様方の御協力・御支援をお願いいたしまして、若宮議員さんへの答弁とさせていただきます。

○議長（濱岡 裕之） 若宮議員。

○6番（若宮 淳也） 今、教育長から現在の状況、お話しいただきました。民間企業による学力調査等で平均的だということですが、そのことについて、1つお聞きしたいと思います。

受験をこれから控える御家庭におきましては、そういった塾とかで不安、学力に不安に思われている親御さんに対して、また御本人に対して、塾などに対しての支援とか、そういったものというのは、今後考えていくというお考えはないでしょうか。それを1点聞かせてください。

○議長（濱岡 裕之） 中西教育長。

○教育委員会教育長（中西 正典） 若宮議員からの御質問について本当に保護者の皆さん方とても不安に思っておられると思っております。

まず、既にもう対策として行ったことなんですけれども、今年は17日間の夏休みを授業にあてたということでございますが、いつも三者懇談とか、懇談会を行っているんですが、7月末までというか、7月中によく懇談会を行うんですけれども、やはり授業確保のために、保護者の皆さん方との懇談会は夏休み中にやらせていただいたと。夏休み中が、お盆の期間につきましては、保護者の方もそこまでは休みという子供たちの願いもありましたので、しかし、できうる限り受験生の子には、先生たちに質問日を設けたいということで、ほぼ夏休み期間中、8月の前半は、いわゆる質問日というような形で補修学習を毎日行っておりました。随分、子供たちはそこで勉強していただいたと聞いております。

あとは、進路指導といたしますか。そういったのは、もうこれから本当に子供と向き合いながら、しっかりと支えていくというふうに、学校もいっておりますので、議員御指摘のように、子供たちからアンケートやいろいろな声を聞きながら、手厚く子供たちへの進路指導に向かっていくように、教育委員会からも御指導をさせていただきたいと思っております。

また、いろいろと御指摘あるいは御指導の部分がございましたら、よろしく願いいたしたいと思えます。

○議長（濱岡 裕之） 若宮議員。

○6番（若宮 淳也） 教育長に、現在どういう形かということをお聞きしまして、補足する点というのは、これからまた子供たち本人も必要になってくるかと思えます。本当に大変ですけれども、前向きに、ぜひ検討していただければと思えます。

コロナ禍において、休みの間、環境の変化で集中できなかった子供たちもいると思えますし、また、今も学校が再開しておりますけれども、子供たちは今までと環境が異なり、外出や行動をどうしても制限されてしまいます。外で遊べないからということで、スマートフォンやインターネット、あるいは今、全国的に言われていますゲームに対する依存。そういったことの問題になりかねないというふうには思っておりますし、また、学力に目がいくことにはなりますけれども、やはり運動不足という部分の体力の低下。そういったこともやはり取り戻す必要があるんじゃないかなと、こういうふうに思えます。

このように新型コロナウイルス感染症様々なところに影響が出ております。子供たちの教育環境、そして、生活環境という視点からの対策は、やはり最優先ではないかと考えております。

現在、度会町はコロナ対策に関連する新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、79の事業を国に申請し、実地していく予定があると思えます。この予定されている79事業のうち、度会町が教育分野で実地予定されているのは、一体どのようなものであって、幾つぐらいあるのか。お聞きしたいと思えます。

○議長（濱岡 裕之） 山下課長。

○みらい安心課長（山下 喜市） 教育についてということだと思いますので、お答えをさせていただきますと、一つは、小・中学校におけるオンライン学習の加速化の事業というのがございます。あと図書館のパワーアップの事業であったりとか、コロナ禍における教育施設の物品の供給とかございます。

オンライン学習というのが、いわゆる電子黒板であったりとか、プロジェクターを配備して学習をさせていくということが、大きなことかなというふうには思っております。

それ以外にも、教育委員会部局の関係では、種々事業はございますので、その学校教育という点では、そういったところになってくるかというふうに思います。

○議長（濱岡 裕之） 若宮議員。

○6番（若宮 淳也） この臨時交付金に関しましては、これから申請して実地していくという形でありますので、その主な内容というのは、また、これからになってくる部分もあると思いますけれども、子供たちが将来の度会町や社会の担い手になり、度会町の宝でございます。そういった視点で取り組んでいただきたいと思っておりますけれども、また、地域全体で子供たちや学校、そして、親へのメンタルフォローというのを忘れてはいけないと思いますので、そういう79事業のうちの教育関係の分納事業というのは、これからももっともっと協議をしていただき、本当に最優先的に考えてもらってもいいと思いますので、そこで支援につなげるような形で講じていていただきたいと、このように思います。

そうしましたら、次の質問のほうに入らせていただきたいと思っております。

度会町で、感染者が確認された場合の町の対応はということでお伺いしたいと思います。

これまで、各地域で新型コロナウイルス感染者が確認される中で、度会町は今現在も一人の感染者も出さずにこれたことは、ひとえに行政と町民が一体となって、感染防止策に努めてきたからだと、私は考えております。

現在は、ピークのとくと比べ、収まったといわれる地域もありますけれども、現在も毎日のように各地で新型コロナウイルス感染症の感染者が確認されております。三重県も北部でクラスターも発生し、日々、陽性者が確認されている状況におかれておりますし、もうすぐそこまでコロナウイルスが迫ってきていると言っても過言ではないと思っております。

このような状況の中で、全国各地、また近隣市町におきましても、新型コロナウイルス感染症に感染した方が、誹謗中傷を受けたり、SNSで批判されたりする事例が多く発生しております。有効なワクチンや薬が開発するまでは、感染防止を徹底するほかないということは、皆様も御理解しておられると思っております。

こういう感染防止策が求められる社会で、町民も感染してはいけない。知らないうちに感染して人にうつしたくないと、そういった責任や不安の中で、相当のプレッシャーが生まれてきているようです。

また、それがストレスにもなっているということになっております。ウイルスは目に見えないものですし、人は日常生活におきましては移動したり、人と接触したりという、そういったリスクの中で日々を過ごしています。100%感染しないという保障はどこにもありません。明日は我が身として精いっぱい対策していただくであります。

今までは、手指の消毒、手洗い、うがい、マスクの着用、三密を避けるといった、要は対策、対策対策という形でありましたけれども、少し目線を変えまして、感染防止と併せて度会町でもし感染者が確認された場合、町としてどのように感染者を温かく適切にケアし、そして、町民に前もってどのような理解や協力を求めていくのか。町としてどのような対策を講じていくのか。また、そういった場合のマニュアル等を用意していくのか。その部分、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（濱岡 裕之） 中村町長。

○町長（中村 忠彦） まずは、新型コロナウイルス感染症の県内発生が460件以上となっており、町外勤務の比率が高い本町では、町内発生が、いつ起こっても不思議ではございません。

幸い、皆様方の御協力により、現在のところ、町内発生が1人も出ていないことに対しまして、町民の皆様、また関係各機関の皆様に対しまして、心から感謝を申し上げます。

それでは、若宮議員の質問にお答えをいたします。

まず、感染者の方の情報につきましては、原則、保健所等からの町への連絡はございません。したがって、感染者の方への直接的なケアにつきましては、初期の段階においては、基本的には難しいと思われれます。現在、感染者の方について発表されている情報につきましては、保健所が感染者本人に同意を得た上で発表されているもので、町に対してもそれ以上の情報は提供はしないということになっております。

今後、当町で感染者が発生した場合、感染者の方が誹謗中傷等を受けることがないように、町民の皆様方には偏見や差別的な言動に同調せず、正しい情報と見識に基づいた行動をとっていただきますよう、メッセージを発信し、理解を求めたいと考えております。

また、感染者、濃厚接触者への公的援助が必要であると判断した場合、状況を見極めて援助内容を判断し、場合によっては、お認めいただいた予備費の範囲内でその対策を講じたいと考えております。

現在、予防薬のワクチン、治療薬の開発など世界規模で進められております。しばらくの間、Withコロナの覚悟を持ち、新しい生活様式を模索しながら、温かいまちづくりを進めていきたいと考えております。

議員の皆様方にも、町内発生の際には、率先して心ない行動や誹謗中傷等が起こらないよう地域を見守っていただきますよう、御協力をお願いし、若宮議員への答弁とさせていただきます。

以上です。

○議長（濱岡 裕之） 若宮議員。

○6番（若宮 淳也） 今までは、一応、その対策対策という形で、非常に行政の皆さん、そして、町民の皆さんと、そういう対策に対して講じた結果が感染者ゼロという形になっております。やはり対策に対することというのは、一番、本当に大事なことですけれども、かからないというのが、まず基本の対策にはなってくると思いますけれども、やはりもし感染者が出た場合に関しましては、結果対応、結果対策、そういったものも考えていく必要があるのではないかと、こういうふうに思います。

三重県で見えますと、やはり四日市、鈴鹿、津等、私もよく発生状況のほうインターネットで見させてもらうんですけども、四日市で何名、鈴鹿で何名というのがあります。そして、私どもの度会町8,000ちょっと人口のところで、度会町1人となってくると、非常に特定されやすいという、そういうところもあると思います。小さいまち故に、どうしても特定されやすく、勝手にうわさが広まっていったり、それがエスカレートして誹謗中傷や偏見につながると、そういう危険性がないということとは言えません。

ですので、日頃からのやはり啓発活動の徹底と感染者が確認されたときの適切な対応。今のうちに協議して備えておくことが、一番町民の不安解消にもつながるといえると思います。

例えば、今日ちょっとお持ちしておるんですけども、9月15日、中日新聞の記事になります。ちょっと参考に読ませさせていただきます。

愛知県東郷町では、町民が新型コロナウイルスに感染し、誹謗中傷の被害に遭った場合に、弁護士の相談料やインターネットの書き込みの削除に係る費用を補助するなどの対策を打ち出し、10月1日からスタートすると書かれております。

そして、請願料の上限におきましては5万円、インターネットの書き込みの削除に係る費用の補助は、上限100万円の10分の9の補助をしていくこととなります。こういったほかの自治体の独自の取組も、ぜひとも参考にしながら取り組んでいきたいと、いっていただきたいと、こういうふうに思っております。

この愛知県東郷町の町長も、町民全体で感染者を全力で守ると。そういう意思表示

示もつながるといふことで、結果対策にはなってしまうかもしれませんが、そういう対策をしていこうというふうにいわれております。度会町もぜひ、そういった事案を基に、事例を基に度会町独自の対策の対応はしっかり今までできてきていると思えますけれども、もし感染者が出た場合のそういう備えという、そういった対策も、今後必要になってくると思えます。ですので、コロナウイルスに感染しないという対策と、それと、もし感染者が度会町から出た場合の対策、この対策を2つしっかりしておれば、中村町長が推進される移住定住、そういった部分に度会町も選んでもらうことができるのではないかと、このように思っておりますので、その辺は強く取り組んでいただくよう、お願い申し上げたいと思えます。

これで、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（濱岡 裕之） 以上で、若宮淳也議員の質問を終わります。

続きます、1番 大西 徹議員。

《1番 大西 徹 議員》

○1番（大西 徹） おはようございます。濱岡議長より質問の許可を頂きましたので、お伺いします。

今現在、新型コロナウイルスが少し落ち着いてきたかと思う反面、まだまだ油断できない状況にあることから、緊張感を持ちつつ新しい生活様式を取り入れる必要があるかと思えます。

その中で、度会町の防災訓練が9月の初めに実施されました。今年は、自主防災の各班長、副班長が班員の各家を回ってもらい、家族構成や安全確認をチェックするといったこと。その情報を区長に報告するといった方法で訓練を行う流れになりました。

また、消防団は、班編制を組んで備付けられているホースの格納箱や消火栓、防火水槽の点検作業を行いました。コロナ禍で三密を避けた、いつもとは違った訓練になりました。

そこで、コロナ禍の状況の中、今後、予想される災害にどのように立ち向かうかを、町長にお聞きしたいと思えます。

毎年、この時期から台風災害が大きな脅威になるかと思えます。台風がもたらす大雨により、宮川や一之瀬川の氾濫により住居の浸水、停電などが起きた場合、新型コロナウイルス感染症防止対策を踏まえた上で、避難所を開設されると思えますが、その際の町民の受入体制はどのようになっているか。具体的に教えてください。

○議長（濱岡 裕之） 中村町長。

○町長（中村 忠彦） それでは、大西議員の質問にお答えをいたします。

避難所での新型コロナウイルス感染症の防止対策については、避難者の受入時に、非接触型の体温計による検温、手指消毒、マスクの着用をお願いをしております。

併せて健康状態チェックリストにより、全18項目の質問への回答記入をお願いをしております。発熱が見られる場合などは、別の避難所へ移動してもらうか、また、部屋を別にするなどをしていただきます。幸い住民の皆様方の協力により、町内に感染者は確認されておりませんが、有事の際には最善の努力をいたします。

以上で、大西議員への答弁とさせていただきます。

○議長（濱岡 裕之） 大西議員。

○1番（大西 徹） これは、南伊勢町さんが先月の防災訓練で取り入れていたことですが、避難所に向かうまでの間は、傘や日傘を差して移動するといった方法です。傘があることで自然と感覚が出来、密を避けることができるというものです。少しのアイデアですが、感心するとともに、参考にすべきだと思いました。

南伊勢町さんの手法は1つの方法であります。このような小さなアイデアを活用して、町民の皆さん、区民の皆さんで連携を取ることができれば、今後、長丁場になるかと思いますが、コロナとの戦いにも素早く対応できるのではないかと思います。

まだ、先にはなるとは思いますが、ワクチン開発や治療法が確立され、町民が容易に受けられるようになるまで、私も徹底して感染予防を行っていきたくと思います。

次の質問に移りたいと思います。

度会町は、面積が約1万3,000ヘクタール、そのほとんどが山林地であります。災害が発生した折には、約100名の職員が対応をすることになりますが、1名の職員が約130ヘクタールを担当することになります。このような状況下で、町民の生命、財産を守るため、いち早く情報収集が必要となるのではないのでしょうか。

そこで、今後の活躍を期待するという意味でも、無人航空機のドローンがあります。今回の地方創生臨時交付でも測量ドローン等整備による業務効率化、インフラ点検へも活用などがありますが、活用法はこれだけでなく、過疎地域での農業、宅配、災害時の状況確認など、多岐にわたります。

先ほど災害のことを申しましたが、その際、直接人が入れない場所への町民の安全確認、危険箇所の調査や増水等の状況確認が可能になります。平時であれば、産業振興、鳥獣対策、農業などの状況確認や作業補助ができることにより、効率アップのフォローなどが期待できます。他県の山間部の自治体ですが、ドローンを活用し、様々な課題を官民データ活用推進により解決しようとするところもあります。

このように、様々な活用方法があり、様々なドローンが実用化されてきています。これらのドローンを活用するためには、パイロットの訓練や講習が必要になりますが、将来のために活用すべきだと思えます。

今、様々なジャンルから期待されて実用化されていますので、今後、町長はドローンを活用するつもりはあるのか。その際、どの程度、活用するのか。また今後の

期待などのお考えをお聞かせください。

○議長（濱岡 裕之） 中村町長。

○町長（中村 忠彦） それでは、大西議員の質問にお答えをいたします。

まず、ドローンは購入いたします。ドローンの購入におきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の効率化事業として申請し、先般、国から事業決定を頂きました。

今後、ドローン1基と、解析ソフトなどを購入いたします。

これにより、工事の測量関係では一度のフライトにより短時間で高精度なデータを取得し、地形図、縦断図、横断図の作成や標高の取得が可能になります。図面の詳細部分においては職員による計測が必要でございますが、これまでと比べて作業時間が大幅に削減されます。

また、橋梁点検、災害時の被災調査、行方不明者の搜索、計画図作成、町有施設における屋根や屋上の修繕調査などの活用を予定をしております。これらの業務は、高所や急斜面における作業であるため危険でありましたが解消されますので、労働条件も改善をされます。

以上、ドローンの購入により業務の効率化が図られることを期待しておりますことを申し上げ、大西議員への答弁とさせていただきます。

○議長（濱岡 裕之） 大西議員。

○1番（大西 徹） ドローンを活用したまちづくりを推進することにより、今までなされていた職員の作業効率が上がれば、積極的に取り入れるべきかと思えます。その際、安全には細心の注意を払い、実用化してほしいと思えます。

以上で、質問を終わります。

○議長（濱岡 裕之） 以上で、大西議員の質問を終わります。

暫時、休憩をいたします。

(10時11分休憩)

(10時25分再開)

○議長（濱岡 裕之） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

続きまして、5番 貞森義和議員。

《5番 貞森 義和 議員》

○5番（貞森 義和） 過日、3点について質問通告をいたしました。許可を得ましたので、今から発言をさせていただきます、貞森でございます。

私は、3月に質問しようと思っと思ったら、10万円の給付金の件がありまして、役場のが大変だろうというので、一般質問をやめたところがありました。志摩市とか、南伊勢町の、それで私も役場の皆さんのために、今、一般質問しないほうがいいんじゃないかというのでやめたんです。それで6月に回しますとあって、議長さんに

いうたんですが、そしたら6月は玉城なんかと一緒にやらないということになりましたので、半年遅れで質問をさせていただくこととなります。

3点目の一番最初から、お願いします。

質問せえということになっとるんですが、流れの中で要らんことに提案やったら、要望やったらがちょっとにおいが出てくるか分かりませんが、お許しいただきたいと思います。

それと、もう1つは、ほかの議員さんの質問と重なるようなところもありますので、一応、私としてはこう言いたかったというのでお許しいただきたいと思います。

それでは、1点目の会計年度任用職員のボーナス支給についてというつもりで質問をさせていただきます。

昨年末に、総務省の方が会計年度任用職員のボーナスを2.6つけなさいという、そのための予算をとりましたよというのは、テレビでも発表がありました。ですから、該当する皆さんは、そういうのはよう聞いていますから、私、今度これだけ上がるなと思うか分かりませんが、それが実際にはどうなっとるんかと。私、他の議会の傍聴にお伺いしました。そしたら、あるところほうちは2.6はよう出させんと、1.45しかよう出させんみたいなことがあって、そしたら、その国から来た予算はどこへ逃げていくんやと、どこへ入っていくんやいうたら、これはお金に色がついていませんから分かりませんという、そんな答弁をされた自治体がありました。

そこで、私もこの会計年度任用職員の方に、もともとこの話が出てきたのは、同一労働同一賃金ということですから、パートの人であっても、一緒に時間働いたら一緒のような月給は与えなさいということで、総務省は1,300億円やったかを、準備したわけですから、その辺で度会町もどうなるんかということで質問させていただきます。

まず最初に、私ら素人ですもんで分かりませんでしたので、町職員の定数は度会町何人あるんかと。それから正規の職員の方が何人みえるんかと。それから、会計年度任用職員の方が何人みえるんかというのを知りたいんです。

それから、その次2.6をつけた場合に、去年はこの一般的な方で幾らだったんが、2.6つけたらこれだけつきますよというのを、私らは知りたいんです。それが、ほかの自治体見てもこれだけしかつかんいうたら、その該当する人は不満やと思いますからね。ですから、政府がこうしなさいといってきたら、できるだけそれに近づけたってほしいので、私はそういう人のために質問させていただきました。

それから、会計年度の職員の方が、1年でおわりですから、来年あんな来るんか、こんとか、そんな聞き方せんと、来年度お願いしますよとか、そういう形でやっていただきたいと、自治体によっては、ハローワークへ出して、これで来たかったか

ら、また、これで来いと、そんな乱暴なことやなしに、皆さん採用試験受けてませんから、会計年度任用職員ということになつるので、優しい気持ちで、住みよいまちつくろうという私たち町の、町長も含めて、我々のそんな気持ちで私らも働かせてもらっていますので、そういう乱暴な発言はしないでね。来年もどうか、よろしくお祈いしますと。それから、あんたら15分早う終わってもええよとか、そんなことしないでね。一緒のように働いて、賃金もらって、私は学校に勤めてましたから、学校には、例えば非常勤の先生のほかに常勤の先生がみえるんです。産休なんかで入られます。そしたら、ちゃんとボーナスも払っています。ですから、そういうつもりで、私は役場の職員の会計年度任用職員の方にも2.6はやってくれるんだろうなという、そういう質問をさせていただきます。

以上でございます。第一の質問は、会計年度任用職員の数やら、それから賃金、それから2.6つけたらこれだけある、あるいは、度会町は2.6はようつけないよというていかないと、働く人が元気なくなるとお祈いしますので、お祈いします。

○議長（濱岡 裕之） 中村町長。

○町長（中村 忠彦） それでは、貞森議員の質問にお答えをいたします。

職員の定数は、条例によりまして、町長部局、議会事務局、教育委員会、水道など各部局合わせまして114人以内となっております。正規の職員数は、現在90名であります。

また、会計年度任用職員の職員数は、現在87名であります。正規職員とほぼ同数となっており、事務補助、保育士、作業員、教育支援員等、幅広い職種において業務に当たっていただいているところであります。

昨年度までの地方公務員法及び地方自治法では、地方公共団体の非常勤職員については、期末手当の支給ができませんでしたが、今年度4月1日より運用開始とありました。会計年度任用職員制度においては、御承知のとおり期末手当を支給できることとなりました。

本町においても、昨年の12月議会で御承認を頂き、関係条例を制定し、今年度より期末手当を支給しております。

支給対象や支給率につきましては、国の非常勤職員に準拠し、任用期間が6か月以上、かつ週の勤務時間が15.5時間以上となる会計年度任用職員を支給対象とし、月額報酬の2.6か月分を支給することといたしております。

会計年度任用職員87名中、支給対象者は80名で、今年度の期末手当支給額は、予算ベースで2,995万4,000円となっております。

なお、会計年度任用職員制度に移行するに当たりまして、近隣市町との均衡や、これまでの年収・経験等を考慮し、報酬額を新たに決定をいたしております。

一例といたしまして、1日6時間勤務の事務補助員については、昨年度の賃金総

額が、1人当たり172万8,000円、今年度の報酬額が148万7,000円、期末手当額が32万2,000円、合わせて180万9,000円となっており、期末手当を含めた年収ベースで同等以上の水準となるよう制度設計を行っております。

以上で、貞森議員への答弁といたします。

○議長（濱岡 裕之） 貞森議員。

○5番（貞森 義和） 今回の答弁を聞かせてもらってしまして、去年172万8,000円もらっていた人が、2.6乗せた結果、180万9,000円。えらい変わらないやないですか。去年の実績に2.6乗せたということは、そんなもんですか。2.6乗せて、最初からきちっといくということはないと思うんで、改善されていくんだろーとは思いますが、該当する人はやっぱりテレビなんかよう見てまして、今年これだけ上がると思ったら、ええ上がらんだねと、こうなったらいけませんもんで、滑り出しの年としては、それで僕、進めてもらっていいと思いますが、やっぱり2.6乗ったらこれだけ上がったわ。これだけボーナスも年収が上がったわということに、だんだんしてやってもらいたいと、こう思います。これで、会計年度任用職員のことについては、人数や何かも分かりましたので、これで打ち切らせてもらいます。

次に、私が通告させてもらった2つ目の問題で、防災対策となるかどうか分かりませんが、私らは、何か災害があったときに、一番大事なのは水だと思います。今は便利になっていますけども、これが一たび、近くに変動でもあったりして、水道が出なくなったら困るというので、私は、今さら井戸を掘るというのは大変ですもんで、今ある井戸で地域でこれやってもええないかという申出があった井戸だけでよろしいので、古い井戸にポンプをつけてもらいたいと。ポンプは大体どのぐらいでつくんかといったら、20万円以下でつくらしいですもんで、くんでくんでしとる間にきれいになったりしますし、水質検査もお願いしたいと思いますが、災害があったときには、飲む水は大事なことですけども、飲めない水も要ります。そういう点で、ポンプをつけてもらったらどうだろうかと。一遍に20もつくれんで、最初はもう4つでもええとか、5つでもええとか、そんなん申請のあったところだけ、しかも最後まで面倒は町が見るよというんと違くて、あとの面倒は地域でもってくださいでいいと思いますので、取りあえず、今さら井戸掘るというのはよう掘りませんから、ある井戸を活用して、非常の際の水供給の大元にしていただきたいと、それが2つ目の質問でございます。お願いします。

○議長（濱岡 裕之） 中村町長。

○町長（中村 忠彦） それでは、2つ目の防災対策についての質問にお答えをいたします。

もしもの災害時、命を支える水は、いつにも増して、本当に貴重なものであります。

災害発生によって水道施設が損壊、上水道が断水した場合を想定し、町防災計画では、災害発生直後は、配水池及び浄水場の備蓄水量により1日1人3リットルの飲料水を確保しております。その後は、仮設給水栓を設置するなどして生活用水を供給することとしております。

住民の皆様方には、日頃から災害時の備えとして、1人当たり3日以上飲料水を備蓄するよう啓発するとともに、町においても防災倉庫に応急給水用資機材や保存水などを備蓄しております。

御質問の井戸の整備についてでございますが、防災対策として、地域の助け合い、いわゆる自助・共助によって生活用水を確保する井戸の役割が見直されている状況がありますが、しかし、町内には生活用水としては十分な谷水の利用できる地域がたくさんあり、公助として井戸に特化して整備することは現在考えておりません。

以上で、貞森議員への答弁とさせていただきます。

○議長（濱岡 裕之） 貞森議員。

○5番（貞森 義和） 今回の答弁ではやらないということでしたが、三重県の南のほうで、もう幾つか設置したところがあります。私もこの質問をするために、あっちこっちで探してみたら、1か所が非常に丁寧に、もう十何か所を設置したところがありましたので、また、検討していただきたいと思います。

次に、3つ目、お願いします。

3つ目は、新型コロナで、今まで発言された大西さんやら、若宮さんとちょっと重なるところもあるか分かりませんが、コロナが終息したわけではありません。ちょっと気が緩むと、また増えてきたりします。

ただ、度会町はPCR検査するところもあります。そういう意味では、感染しとっても結果として出ないみたいなんありまして、私も教えた生徒がドクターでようけおりますけども、僕に必ず、先生感染しとると思わないなど、しゃべるときはマスクしないなど、こういうふうに言われました。

僕は、度会町の議会でこんなことを言いたいんやったら、それ言うたってと。できたら、ドクターの防護服なんかは自治体でもったってもらうとありがたいなという、そういうドクターがおりました。

さて、この私たちが、今、一番心配するコロナは、この検査です。検査が何とかできないかと。検査した結果、陽性やら陰性やら分かるわけですから、このPCR検査で、どのぐらいで手に入るものなんかというのを、教えてくださいました。その人に聞きますと、それぞれ新聞社や、そんなんが出しとる、何かインターネットのやつやと思うんですけども、もう1,000万円きってあるんです。

それから、京都の大学では、1人1,000円ぐらいで受けられるような検査体制もつくりましたという大学がありました。ですから、もうちょっと気軽に、気さくに

受けて、俺大丈夫やという安心感を持ちたい人は、それができるようにしてもらおうとありがたいんです。そういう意味で、この間から度会町の3億円ぐらいの予算が来ました。水道料金を無料化にしてもうて、そのことはありがたかったですけれども、後からきた2億3,000万円の中でも、この1,000万円が出せないということはないと思います。900何万円で手に入るという、それがPCRの検査機器やそうです。抗体をとるための機器やそうですけども、そんなんが2億3,000万円の後からきた予算の中に、項目として国へ要求したかどうかは分かりませんが、項目変えてもいいと思うんです。決まった予算がこっち、度会町へきたと、これだけおたくが要求しただけのお金を渡しましょうときたやつか分かりませんが、品目変えて、コロナのためにPCR検査機器買うために使うんやといたら、それは困ると政府は絶対言わないと思いますので、そういう町内からあまり出られない人がたくさんみえます。高齢者の人が安心して、PCR検査を受けられるような体制は、度会町でとれないもんだらうかと。

私の教えたドクターに聞いたら、度会町1本でできなかつたら、近隣の自治体とやったらええんと違うかみたいなことで、今、伊勢市も、もうそういう体制はとって、僕の知っとるドクターも、この日に私はいくことになつとるんですということをおっしゃってましたけども、PCR検査を、まずしてほしいというのが、私の希望です。そのために、1,000万円の金が本当に出せないのかと。そこを研究していただきたいと。対策本部があるわけですから、役場の皆さんと町長さんらが一緒になって、貞森やかましいいうで、これだけ何とかできないのかと、知らんこつちや保健所行けとか、伊勢行ってもうて、そんなことやなしにね。度会町でも、ドクター頼んで、こんなことできるよという体制を、ぜひしてほしいというのが、私の希望です。

今、コロナ対策で、皆さんが一番気にしとるのは、この検査のことやと思いますので、それを、まず、第一にお願いしたいと。何とかならんのやろうか。

それから、もし感染者が出た。陽性の人が出たら、家族同士はどんなに2階と1階に分かれとつても、また感染します。一緒の空気吸うとるわけですからね。そういう意味で、その人を隔離するところはないんだらうかと。私も私なりに南伊勢町の議員さんに聞いたら、新しい病院造って、前の病院残つとるよと。これ使えないんですかといったら、使えますというんです。そんなんやったら、南伊勢町と約束して、そんなときに貸してもらえないだらうかという、そんなことは町長さんとしてはできないんだらうかと。例えば、一之瀬小学校は、津波なんかで南伊勢町が避難せんなんとき、集団避難せんなんときには、一之瀬小学校借りることにしますよと、そう言われて、度会町がはい、どうぞというふうになつとると、私、聞きましたもんで、間違うとつたらすみませんが、お互いにそうやってして、今はない

んですけど、将来起こり得ることとして、起こった場合、お願いしますよというぐ
らいの約束をしてもろたら、町民の方それ聞いたら安心すると思います。それで、
もし第1号になったとき困るなど、家族中になったら困るなというときに、いやいや、
あんただけここへ隔離して、家族と時々会うたらええやないみたいなことにならん
だろうかというて、その熱があったり、陽性になった人が、そこで家族と分かれて
暮らせるような、そういうシステムです。それを確保してもらおうとありがたいので、
そういう気はございませんかというのを、2つ目です。

それから、PCR検査なんかの場合、コロナは今年初めてのことで、予算もその
ためについたんだろうと思います。私、前の年のことは分かりませんが、毎年、
こんな金がきとるわけやないんで、ぜひぜひ、これに使っていただきたいと、こう
いう災害とか、こういうコロナの問題なんかは、私、準備しといて、からぶりでも
構わないと思います。起こってから考えようかやなしに、からぶりでええから準備
しといて、この分は残ったなといったら、それでええと思いますので、その辺を、
お願いしたいと思います。

繰り返しますけど、PCR検査の機器が1,000万円以下で手に入るというのを、
私は教えてもらいましたので、その方向で、ぜひ検討していただけないかと。まだ、
コロナは終息していませんので、その点を、町長にお聞かせいただきたいと、これ
が3つ目でございます。ありがとうございます。

○議長（濱岡 裕之） 中村町長。

○町長（中村 忠彦） それでは、貞森議員さんの質問にお答えいたします。

PCR検査機についてでございますが、近隣市町の状況や町の財政規模、人口密
度などを考慮すると、今のところ購入することは考えておりません。

それは、医師の問題、場所の問題等々いろんなことで、その機械を買うだけで検
査ができるとは考えておりませんので、いろんなことを考慮して、今のところ、爆
発的に町内で発生するということも、想定をしておりますので、機器を買うとい
うことは考えておりません。

それから、隔離施設についての御質問でございますが、三重県においては、入院
病床が確保されておると聞いておりますので、町単独での施設確保も考えておりま
せん。

また、PCR検査の費用でございますが、初診料及び検体採取の際の手数料にか
かる費用は、おおむね1万円前後となっており、3割負担の場合、3,000円ほどが
自己負担となります。町ではその部分への補助といたしまして、新型コロナ臨時交
付金を活用して、上限5,000円の補助を実施しているところでございます。

また、昨日、田村厚生大臣が就任をされました。菅内閣の下で、いろんな施策が、
これから発表されると思います。それにも対応してまいりたいというふうに考えて

おります。

それから、コロナ臨時交付金につきましては、様々な施策を検討しており、最大限に有効活用していくよう、努力してまいりたいと思っておりますので、貞森議員への答弁といたします。

○議長（濱岡 裕之） 貞森議員。

○5番（貞森 義和） 皆さんが一番心配してみえる、そのPCR検査ですけども、そのことについて、また今後、隣のまちと一緒にとか、そんなこともぜひ検討していただきたいと。皆さんが安心できたらいいいわけですからね。度会町は、国の予算これだけ来たんで、皆さん知ってみえる方たくさんみえます。それどこに使うたんやというのは、各予算の項目見やな分からんやなしに、これはやるでというようなところを、また今後、隣の市町と一緒に相談していただきたいという希望を申し上げまして、私の3点の質問を終わらせてもらいます。ありがとうございました。

○議長（濱岡 裕之） 以上で、貞森義和議員の質問を終わります。

引き続きまして、4番 長谷川多一議員。

《4番 長谷川多一 議員》

○4番（長谷川多一） それでは、議長の許可を頂きましたので、一般質問、通告書に基づきさせていただきます。

私は、今回はほかの議員さんも常に質問されておりますが、防災対策確立についてということで、特に、一時避難所についてお考えをお聞きしたいということで、質問させていただきます。

最近では、今年の梅雨の九州豪雨、また、この10号で大きな被害にはならずによかったんですけども、それでも超大型台風だといわれておりました。このような台風が最近はしょっちゅう発生しておるんじゃないかなと、私は思っておりますが、その中で、幸い平成29年以降、大きな災害は当町においては起きていないわけですが、いつ起きてもおかしくないというような状況で、今年もまだ10月いっぱい怖いと思っておりますところでございまして、そういうような中で、現在、新型コロナで、九州でもございましたように、避難所の収容人数がかなり制限されておまして、ニュースでも取上げられておったんですが、入り口までいった年寄りが、もう入れないので帰れ言われて、1人だったんで入れていただいたというようなことがあったんですけども、こういうことで、当町では町指定避難所は19か所ということをお聞きしてございまして、そのほかに地区の避難所が、一時避難所が34か所、今、設定をされておるわけですが、従来と違いまして、こういう時代になってまいりますと、特に、コロナのような、コロナが終息するまでは、収容人数がかなり限られてくるので、一時避難所もかなり利用せざるを得ないのかなというふうに考えております。

その中で、私の質問の内容ですが、2つに大きく分かれます。1つは、一時避難所、自主防災会の体制構築も含めてですが、要は、避難所開設に関して、これは質問で既にあるかも分かりませんので、あれば失礼だと思いますが、再確認の意味でお聞きします。

1つは、開設のときのマニュアル、これが徹底されているかどうか。それから、その中で、特に、開設の目安、時期というのがありまして、これが地区においては防災会長が開設する、施設開けて開設するということになるかと思いますが、その辺を明確に各自治体まで下りているかどうか。

それから、避難所の確認体制というのがございますし、これもさきほど出てくることにもかぶるのですが、それから、収容人数が各避難所で、うちの避難所はどれだけ収容人数が設定されているんだろうと。これは私の知識不足か分かりませんが、今まで自治会長、区長させていただいてきた中で、自主防災会長もさせていただいたわけですが、私は、この1人がどれだけの面積で設定されているか。今までも知らなかったし、詰め込んだらよかったんですが、このコロナの時代になりますと、どれだけの最低スペースが要るのかというのがあらためてマニュアルがあるのであれば、もう一度、体制、徹底を、図っていただけないかなというように考えております。それについて、そういう徹底をされるような方向で検討されているのかどうかを、お聞きしたかったのと同時に、一時避難所に関しては、そのマニュアルがあるのであれば、訓練を、今年の防災訓練、避難訓練は、コロナのこともあって、簡単というか、簡単に、従来よりは簡単に、最低の避難訓練を行われたように、私のところでは思っているんですが、やはりそういう訓練の前に、自主防災会長、役員あたりに、もう一度、開設訓練を実施していただいたらどうかと、まず、それをされる予定があるのかどうか。お聞きしたいというふうに考えています。避難所に関する、いわゆる運営に関する質問でございます。

続きまして、実際に避難所を、いわゆる避難が必要となって、避難所を開設したための体制として、お聞きしたいんですが、まず、一時避難所が、先ほど申し上げましたように、コロナの関係もあって、町指定の19か所だけじゃなくて、一時避難所もある一定の日数避難した場合、使わざるを得ないのかなと。そうしますと、最低でも避難した場合に、1日か、2日おれるように、私も避難したことあるんですけど、やはり足元に毛布ぐらいかけないと寝れんという中でも寝にくいなということがあったんで、もう最低一晩、二晩が過ごせる体制として、毛布、いわゆる想定されている人数分の毛布と、それからメンテナンスもありますので、飲料水がかなり日数が持つと思いますので飲料水と、それから、できれば、別部屋でも隔離用のパーティションの資材を、一時避難所にも準備をしていただけるかどうか。そこにもお考えをお聞きしたいというのが、2点目の1番です。

もう1つ、一時避難所を開設した場合に、私も経験あるんですが、まず、先ほど大西議員がおっしゃってくれたように、非難された方の確認です。これは、その地区の防災、自主防災会の体制づくりだと思っているんですが、避難をしてみえたら、まず、地区の住民のどなたとどなたが避難してきたか、チェックをして、その次に、来てるな、あの家はと思ったときには、手分けして電話で確認する。自宅避難か、いやいや、よう行かんで、ようこんのか。そういう面の安否を確認する。

ただ、安否確認まではやらないかんと思うんですが、そのときに、平成29年のときだったかな。ここにも書きましたように、停電いたしますと、今の電話はこうされるんじゃないか。結構、今、普及しているゼットTVの、あれは停電すると、もう使えないんですね。公衆電話は電気がなくても小さな音で鳴るんですけど、ゼットTVとか、ああいうほかのところのやつは、停電すると電話が通じないということです。私も経験したんですけど。

それと、スマホが、これは度会町の、先ほども出てました山が多いところですので、基地局が不具合が生じて、スマホも使えない会社がありました。ちょうど平成29年の災害のときには、いろんなところへ連絡とろうとしても、公衆電話使えない。停電はしてるんでテレビは見れない。スマホも使えないということで、非常に地域の状況把握に苦慮をした経験がございます。ちょうど、私、そのときに防災会長をやっていたもんですから、経験あるんですけど、連絡をとろうとしても、私どもの地域でも6割ぐらい電話がつながらずに、NTT電話だけが何とか連絡がとれたというような状況がございましたので、それに関しまして、その辺のことも、最悪の場合、起きますので、状況把握とかする場合、それから災害状況の把握、地域の災害状況把握するために、ほかの県でも三重県でも、もう協定結ばれているんですけど、今、アマチュア無線というのが、ほとんど今、動いていないんです。一部の支部が多分動いているんですけど、ただ、免許を持ってみえる方というのは、結構いるはずなんです、調べると。

ただ、もうスマホが普及しましたんで、アマチュア無線、退局せずに、免許だけ持ってるという人が結構いると思います。私、調べたことないんですけど、そういう人に改めて、こういう防災の連絡網のために、改めて無線機を1台だけ借りて車へ積んでもらう。言わば停電の中でも使えますんで、そういう方と協定ができないか。それでも無理ならアマチュア無線というのは、1ワットの小さなハンディ機があるわけですけど、あれはそんな高いもんじゃないんですけど、例えば、各班長ぐらいに持ってもらって、災害確認にってもらおう。ここが木がこけとるよ、ここが崩れとるよというようなこと。安否確認にいった結果も連絡できるように、できれば、アマチュア無線と協定すると同時に、地域に数台のハンディ機も準備をしてもらえば、非常に最悪の場合、停電したり、つかないときに、スマホの使えないとき

にいいのかなというふうに、私なりに考えておりました、そういうことをされるお考えがあれば、あるかどうか、お聞きしたいと。

同時に、今、申し上げますと、現在の先ほど申し上げた無線機そのためにじゃないんですけど、今何万円かするわけですけど、それに必要な無線機の補助制度というのは、現在、町では災害のための補助制度が、災害資材に対して、自治会に対しては、多分出してもらえると、50%の補助があるはずなんです、その辺ももう少し広げて、こういう体制づくりのために運用ができないものか。その辺についても、お考えもお聞きしたいということで、今、2つの質問をまとめてさせていただいたんですが、町長のお考えを、ぜひともお聞きしたいというふうに、よろしくお願い致します。

○議長（濱岡 裕之） 中村町長。

○町長（中村 忠彦） それでは、長谷川議員さんの質問にお答えをいたします。

現在、一時避難所である地区公民館や集会所は、1日から2日の短期避難をする場合に、自主防災会に開設から運営を委ねているところであります。

本部に開設の連絡を頂くと、県のシステムと連動したLアラートにより、マスコミへの情報提供がされ、テレビやホームページにて情報配信がされているところであります。

次に、避難者の確認体制については、安否確認の張り紙や避難済みの黄色い旗を玄関口に設置するなど、地区によって独自のルールを設け、各地区では、自主防災力の向上が著しく現れているところもございます。

一時避難所における収容可能人数は状況により変わりますが、今のところ一時避難者におけるマニュアルはございません。避難者が多い場合は、災害対策本部設置と同時に開設する保健センターや麻加江、中之郷、脇出に設置する支部での受入れも行っております。

さらに、大人数であったり、長期化する場合は体育館などを、順次開設してまいりたいと考えております。

それから、パーティションにつきましては、役場、今、500セットございますので、長谷川議員さん言われるように、その持込み等も、これから考えていきたいというふうに考えております。

それから、そのマニュアル化、一時避難所のマニュアル化についてでございますが、それぞれ地区の特性に合ったルールで決められる事項もございます。全てを行政で作成すべきではありませんが、開設のタイミングや行政との連絡体制、周知など基本的な部分について、簡単にマニュアル化したものを、今後、自主防災会議などを通してお示ししていきたいと考えております。

避難所の開設から運営についても、既に、独自訓練を実施されている地区もあり

ます。マニュアルを作成頂いた後には、訓練の実施を含め、行政としては種別に応じた職員を派遣するなどの協力をしてまいりたいと考えております。

なお、避難所資材の配備については、補助金を出しております。毛布や飲料水の備蓄などについては、この補助金を活用していただくようお願いをしております。また、コロナ事業の度会町地域コミュニティ特別支援金も併せて御活用頂きたいと考えております。

また、災害時の通信手段については、町防災行政無線の双方向通話機能を使用することにしております。全地区に配備しており、先般の総合防災訓練の場においても、複数地区がこの機能を使用し、災害対策本部への連絡を頂きました。各地区1か所から2か所ございます。

また、長谷川議員さんの質問にあるアマチュア無線についてでございますが、ツイッターやインスタグラムなどSNSの活用と同様に、共助力として位置づけており、町としてこれらを集約する計画はございません。

また、携帯無線機の一時的避難所の配布については、整備予算とランニングコストの問題もありますが、何よりデジタル電波の調査結果で、移動系無線の電波状況が悪く使用できない地区があることから、携帯無線機を配布する計画はありません。

デジタル化により、電波安定性向上、また、バッテリー持続の目安が、今現在24時間でございます。しかし、防災無線のデジタル化により48時間、各地区で子局の双方向通話機能を、現在進めていく予定になっておりますので、2日間は停電しても子局でいっていただけたら役場との連絡が可能になると、そういうことでございます。ですので、CB無線等に対する補助とかいうことも考えておりません。

以上で、長谷川議員さんの答弁とさせていただきます。

○議長（濱岡 裕之） 長谷川議員。

○4番（長谷川多一） マニュアルに関しましては、今後、最低限のものを提示していただいて、つくっていただいて、あとは自主防災で、細かいところは詰めてもらうという方向で、それから、避難所の開設についても、必要な箇所に職員を派遣していただけるということで、これも自主防災からの要望で進めていったらいいのかなというように理解いたしましたので、分かりました。

それで、1日、2日過ごせるようにという資材については、現在、先ほど私も申し上げました防災資材に関する補助金というものを、活用して、できれば地元でそろえなさいという御回答を頂いたということで、また、パーティションについては、500セット、町としては準備していただいとるということですので、できれば、これについては、その人数分とは言いませんので、要は、何セットかぐらいを、各避難所に配布をしといてもらえば、すぐに使えるかなというように思います。災害発生時にもう一本しかないというようなところで、大雨が降りますと、橋もありまし

て、なかなか防災、備蓄基地までいくゆとりがないとか。私が申し上げたのは、一時避難所も、例えば一之瀬と脇出にあるわけですけど、そこまでもいけないというような状況があった場合、その一時避難所で活用したいということで、パーティションも含めて申し上げたわけですが、パーティションについてだけでも、ある程度、そんなに要らないと思いますけどセット枚数でも配置をしといてもらえば助かるのかなというように思います。

それから、双方向無線のことで、御回答頂いたわけですが、確かに、本部とは、避難所とは防災訓練のときも、あれ使わせてもらいますし、また、それは48時間まで可能になると、停電でもということで、本部の報告等の連絡は可能だと思うんですが、私が申し上げたのは、今、町長もおっしゃられたように、黄色い旗を、私も全部、避難済みの旗を見やすいところに各戸立てていただくようにして、今回の防災訓練でも避難をしたら立ててくださいねということで、かなりの戸数立てていただいたということがあって、そういう戸数それなりにつくってもらっとるわけですが、先ほど申し上げましたように、まずは来ていただいた人の確認をして、2番目は電話で確認をして、来てもらう人が、あなたはどうなんですかと、家のほうが安全やと思って、もう来ないんですかとか。その安否確認をして、最終的に本部へ連絡をするということが、実際のところ必要かなというように考えるわけですが、そのときに、先ほど申し上げましたように、スマホを使える地域内で確認に、例えば、私どもでしたら5組くらいで分かれて、一斉にいて、一斉に帰ってきてもらうということ偽なんのだろうなと思っていますが、個人的には。その確認にいった人が、途中で何かを見た、見つけた、山崩れとか見つけたとかいうときに、まず、本部に連絡する前に、地域の自主防災会として把握するために、スマホができれば一番楽です。ただ、先ほど申し上げようように基地局の不都合では、この間も4日間、4日ぐらいつながらんということがあるんですけど、3日間か。スマホもつながらん。もちろん公衆電話が使えないということで、見回りに出たときの連絡方法、もし仮に途中で何かがあったときの連絡方法というのは、ないなというように考えていましたので、もちろんアマチュア無線を協定結んでくださいとか、そういうのんじゃなくて、自主的にも、また機会があれば、そういうことも検討してもらえばいいと思うんですけど、せっかくそういう機器があるわけですし。

それから、アマチュア無線は、私もやっと思ったんですけど、ほとんどのところで1ワットで電波が届かないことはないです。町長も山を登ることがあったんで、使われと思ったと思うんですけど、あれは1ワットでも非常に飛ぶんです。連絡取れないことはほとんどないと思う。本部とでもできるぐらい、十分飛ぶはずなんですけど、地域内のために何とかしてもらえたらなという対策をしたらなというように、私個人的に考えてたもんですから、それで1つは、先ほども50%でやってもいいわ

けですけど、地元さえよければ、ただ、個人で、開局をしてもらうというのが必要になってくるんで、そのために、この先ほどおっしゃった資材の補助金制度を、個人に対してもそういう災害のための資材ということで適用できないのかどうかというのも、併せてお聞きしたかったんで、私がちょっと説明不足だったと思うんですけど、その辺で、開局者を増やすというのも可能かなと、私個人的に考えましたので、その大きな金額じゃないんで、何とかその辺で推進ができないかなと思いましたが、改めて、それについてのお考えを、もう一回質問させていただきます。

○議長（濱岡 裕之） 中村町長。

○町長（中村 忠彦） それでは、長谷川議員さんの質問にお答えいたします。

アマチュア無線、私もよく知っておりますが、あれは免許が、多分要るんです、本当は。なかなかやっぱ町でそれをするとすると、免許のある方にだけというような形になっていくんで、なかなか難しいと思いますが、これから参考にさせていただいて、協議いたしますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（濱岡 裕之） 長谷川議員。

○4番（長谷川多一） ありがとうございます。おっしゃられるとおり、アマチュア無線にあまりこだわる気はないんですけど、確かに免許は要りますし、個人は開局さえすれば、何台も持てますんで、そのためには開局者が地域にいないと無理かなということを感じましたので、開局を推進するために、一度御検討を頂けるのであればということで質問させていただきました。

あとの部分に関しましては、また、各自治体にも、この旨を町のほうからも広報等で進めていただいて、こういう制度があるんだから、こういうものを準備したらどうですかというようなことを、行政サイドからも各自主防災会に対して、啓蒙といたしますか、していただければ幸いかなということを考えて、申し上げて、私の質問とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（濱岡 裕之） 以上で、長谷川多一議員の質問を終わります。

引き続きまして、2番 大野原徳議員。

《2番 大野 原徳 議員》

○2番（大野 原徳） それでは、先ほど何人かの議員さんも発言しておりました、新型コロナウイルスについて、当町についても感染者がいつ出るか分かりませんので、町としても徹底した新型コロナウイルス感染予防の取組をお願いするとともに、町民の皆様方には万が一感染者が発生した場合、当事者に対する誹謗中傷、差別だけは避けていただきますよう、改めて、町民の方々にお願い申し上げまして、一般質問に入らせていただきます。

質問事項、台風、ゲリラ豪雨での被害防止と消防法、建築法、建築基準法等によ

る町の整備ということで、近年、大型台風やゲリラ豪雨によって全国各地で重大な被害が発生しております。度会町においても、田畑であったところに住宅が建ち、ブロック塀が壁となって、大雨によって農道が冠水して、水路化し、様々な事故の発生が想定されます。

このような問題を解決する一方策として、例えば、農地を転売、新築を計画している際に、農道・林道等の中心から2メートル控えて、塀、建物、またソーラーパネルを立てるという将来的に4メートル道路の確保をするというような建築基準法、都市計画区域等を新たに設けてみてはどうか。町としての考えをお聞かせください。

○議長（濱岡 裕之） 中村町長。

○町長（中村 忠彦） それでは、大野議員さんの質問にお答えをいたします。

都市計画区域の新規指定についてでございますが、都市計画区域とは、まちの中心の市街地を含み、自然条件や社会条件並びに人口や土地利用などの現状と推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備し、開発し、保全する必要がある区域として、三重県が指定をいたします。指定されることにより、土地の利用規制や住宅建設時における接道義務や、容積率、建蔽率などが制限をされます。

都市計画区域は、一定の要件を満たしていれば指定をされますが、度会町は人口要件の1万人に達しておりません。また、その他の要件である人口密度や近年の土地利用状況を見ても指定されるのは困難であると思われませんが、度会町の健全な発展と秩序ある整備のためには、何らかの施策を講じる必要を感じております。

道路幅を広くして住環境を整備するという事は非常に重要であります。大野議員の言われるとおり、建築時に狭隘道路から控える、いわゆるセットバックすることにより4メートルの道路を確保することは、将来、災害時における避難経路の確保や消防車・救急車などの緊急車両の通行に支障がなくなります。

しかしながら、セットバックにおいては土地所有者の理解が必要であります。

今後、住宅建築や開発に対する規制などについて、議員の皆様、また、住民の皆様の御意見を聞かせていただき、メリット、デメリットをそれぞれ調査した上で計画策定が可能かどうか、研究をさせていただきたいと思っております。

現時点では、今すぐ建築に対する規制はできませんが、度会町を住みよく安全なまちにするためにも地域においてセットバックに対する御理解と御協力をお願いをしまして、大野議員さんの答弁といたします。

○議長（濱岡 裕之） 大野議員。

○2番（大野 原徳） 現在でも、道が狭いということで、国・まちが個人の土地を購入するという負担をして、道幅を広げているというのが現状です。緊急車両・消防車が入れない道が、今後、新たにできる可能性もありますので、ぜひ前向きに検討をお願いしたいと思います。

続きまして、度会町をよりよく知っていただくために、条例を設置し、町出身の著名人の方々に観光大使の任命をとということで、伊賀市には、乾杯条例があり、平成25年12月施行なんです。伊賀の地酒を、伊賀の伊賀焼の器で乾杯すると、器で注いで乾杯すると、習慣を広め伝統的な地場産業に対する理解の促進に寄与する目的として、また、静岡県掛川市でも、緑茶で乾杯する文化を広め、地域活性化を図るため、掛川市緑茶で乾杯条例があります。こちらは2019年の4月に施行。少し遅れましたが、度会町をより知っていただくために、地場産業のために町内の飲食店、町内の会合等で、皆様に協力をしていただき、新型コロナウイルスが終息した暁には、度会町で食事をされる方は、度会町度会茶割などで乾杯していただくとか、このような度会町を発信する条例が幾つかあってもいいかと考えます。

また現在、度会町には著名人、活躍されている方がたくさんおみえになります。女優大西礼芳さん、2018年ミスユニバースジャパン日本代表、志村動物園でもおなじみのタレント加藤遊海さん、ソフトボールで活躍された山根佐由里さんなど、ほかにもいると思いますが、こういった方々の度会町のアンバサダー、観光大使をお願いし、任命式を行い、宮リバー度会パークで植樹、記念のベンチ等を設置し、メディアを使って発信し、度会町というまちを全国の方々に知っていただき、度会町の観光に一役買っていただきたいと思います、町の考えを。

○議長（濱岡 裕之） 中村町長。

○町長（中村 忠彦） それでは、大野議員さんの質問にお答えをいたします。

まず、度会町産のお茶を使用して乾杯を行う条例の設置についての質問でございます。御存じの方も多いと思いますが、三重県は、全国で3位の栽培面積と生産量を誇るお茶の一大産地であり、当町でも特産品として古くから良質なお茶が栽培されてきました。当町のお茶の生産、販売、その他の関連する産業は、地域を支える重要な役割を果たしていることは、皆さん御承知のとおりであります。

しかしながら、近年の緑茶の需要は、お茶の振興に関する法律の制定、消費者の健康志向の高まり、お茶の持つ機能性の解明など好環境にあるにもかかわらず、消費の減少や茶価の低迷など厳しい状況にあります。

そこで、議員さんがおっしゃるとおり、お祝いの席や人々が集う場において、緑茶や緑茶を使用した飲料・酒類による乾杯の文化を広めることは、緑茶の消費拡大、緑茶の新たな付加価値の創出やお茶の文化の醸成などを図り、地域経済の活性化に寄与できるものと考えておりますので、今後の検討課題とさせていただきたいと思います。

続きまして、全国で活躍されている当町ゆかりの著名人等に観光大使をお願いしてはどうかという質問でございますが、全国で活躍されている当町ゆかりの著名人としては、テレビドラマや映画等に多数出演されている女優の大西礼芳さんや、ま

た、元女子ソフトボール日本代表で、現在は解説などコメンテーターとして活躍されている山根佐由里さん、また、2018年ミス・ユニバース・ジャパン日本代表で現在はファッションモデル、タレントの加藤遊海さんがみえます。

また、当町二次元キャラクター「度会茶栄」と同姓同名で現在モデル、タレントとして活躍中の度会沙恵さんもみえます。

そこで、議員さんがおっしゃるとおり、これらの方々に当町の豊かな自然・産業・観光などを広く紹介し、交流人口の拡大、関係人口の創出を目的として、町の知名度向上と産業・地域振興に資するための度会町親善大使を引受けていただけるよう働きを行ってまいりたいと考えておりますので、大野議員さんへの答弁とさせていただきます。

○議長（濱岡 裕之） 大野議員。

○2番（大野 原徳） 本当に、新型コロナウイルスで暗い話題ばかりですので、ぜひ、楽しいイベントが度会町のためにできればと考えますので、検討のほうをよろしくお願いいたします。

最後になりますけども、宮リバー度会パークに新たな商業施設をということで、これは昨年9月に一般質問させていただいた宮リバー度会パークに新しい商業施設を建設することにより、集客の増加を図り、まちの活性化と雇用につなげたいと申し上げました。現在もたくさんの方々がおみえになっています。一朝一刻でできる事業ではありませんが、ぜひとも、度会町の未来のため、必要な施設と考えます。もう一度、町長の考えを。

○議長（濱岡 裕之） 中村町長。

○町長（中村 忠彦） それでは、宮リバー度会パークの新たな商業施設建設について、大野議員さんの質問にお答えをいたします。

御承知のように、宮リバー度会パークは度会町の顔であり、これを核にという考え方は、私も同様の思いでございます。

しかし、議員さんが言われるような活性化に寄与する商業施設の建設となると、その可否についても熟慮が必要と考えております。

昨年9月にも同様の質問にお答えしたところではありますが、留め直しますと、まずは、民間の力をお借りしながら、また、皆様のお知恵を賜りながら、町としても協力できることがあれば、前向きに検討してまいりたいと思います。

行政主導だけではなく、こういった皆さんの発想や周りからの声を上げていただくことこそが、本当の意味でのまちづくりであると思っておりますので、どんどん御意見を頂き、町の活性化につなげていければと思います。

以上で、大野議員さんへの答弁といたします。

○議長（濱岡 裕之） 大野議員。

○2番（大野 原徳） 度会町の特産物に、イチゴ、栗味カボチャ、ブルーベリーがありますが、現在、町が推進しているブルーベリー、これは商工会ではブルーベリーを使った新商品等として、ブルーベリーの飲むお酢、ブルーベリーの豆腐、ブルーベリー大福、ブルーベリーのフレーバーティーなど、いろいろな商品開発に取り組んでいます。

今後、新商品を増やして、販路拡大を目指していますので、ぜひ、前向きな検討をお願いいたします。

○議長（濱岡 裕之） 中村町長。

○町長（中村 忠彦） 大野議員さんの質問にお答えいたします。

町の特産品、今はバザールわたらいのほうで並べております。その近くに、やはりもう少し大きな商業施設を造ったらというような質問も、前にもあったかと思えます。

その隣接地の確保につきましても、昨年9月にお答えしておりますが、今年度の事業で、こういう周辺の全体を俯瞰して、集落内道路等の改良計画を含めたインフラの整備を検討しております。これにより用地の確保が必要になりましたときには、改めて相談をさせていただきたいというふうに思っています。

そこに商業施設を造るのかどうするのかというのは、これから先に皆さんと相談をしながら、町の特産品をしっかりと販売できるようなことも考えながら、進めていきたいと思しますので、大野議員さんの答弁といたします。

○議長（濱岡 裕之） 大野議員。

○2番（大野 原徳） 先ほど町長も言われましたけど、本当に我々商業部というような立場の人間は、本当に町といろいろ相談して、今後、協議会等を開ければ一番ありがたいと思っておりますので、ぜひ、そういう機会をお願いいたしまして、一般質問のほうを終わらせていただきます。

○議長（濱岡 裕之） 以上で、大野原徳議員の質問を終わります。

これをもちまして、一般質問は終わります。

暫時、休憩をいたします。

(11時33分休憩)

(13時0分再開)

○議長（濱岡 裕之） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎各常任委員長審査結果報告、質疑

日程第2 各常任委員会に付託いたしました、議案の審査結果について、各常任委員長より報告を求めます。

予算決算常任委員長 舟瀬 勝議員。

○予算決算常任委員長（舟瀬 勝） 報告いたします。

予算決算常任委員会に付託されました、議案第59号 度会町一般会計補正予算（第4号）、議案第63号 度会町一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第75号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度度会町一般会計補正予算（第3号））、報告第2号 令和元年度度会町健全化判断比率及び資金不足比率について、報告第3号 継続費精算報告について、意見書、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書を発議し、可決することが妥当との結論を得た。以上議案3議案、報告2件については、教育長、関係課長、課長補佐、係長の出席を求め、慎重審議の結果、いずれの議案も原案どおり可決・認定・承認・採択すべきものと決しました。

報告2件について、担当課から説明及び報告を受けました。

なお、意見書については、慎重審議を行った結果、関係機関に対し提出することが望ましいとの結論に至りましたので、委員会においてこれを発議します。

以上で、報告を終わります。

○議長（濱岡 裕之） ただいまの予算決算常任委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（濱岡 裕之） 質疑なしと認めます。

予算決算常任委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、総務住民常任委員長より報告を求めます。

総務住民常任委員長 西井 仁司議員。

○総務住民常任委員会委員長（西井 仁司） 報告いたします。

総務住民常任委員会に付託されました、議案第60号 令和2年度度会町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第61号 令和2年度度会町介護保険特別会計補正予算（第2号）、議案第62号 令和2年度度会町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、議案第64号 令和元年度度会町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第65号 令和元年度度会町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第66号 令和元年度度会町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第68号 令和元年度度会町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第70号 度会町犯罪被害者等支援条例について、議案第71号 度会町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、議案第72号 度会町手数料徴収条例の一部を改正する条例について、議案第74号 度会町児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、以上、11議案について、関係課長、係長の出席を求め、慎重審議の結果、いずれの議案も原案どおり可決・承認すべきものと決しましたので、

報告いたします。

以上で、報告を終わります。

- 議長（濱岡 裕之） ただいまの総務住民常任委員長報告に対する質疑を行います。
質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（濱岡 裕之） 質疑なしと認めます。

総務住民常任委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、産業教育常任委員長より報告を求めます。

産業教育常任委員長 若宮 淳也議員。

- 産業教育常任委員長（若宮 淳也） 報告いたします。

産業教育常任委員会に付託されました、議案第67号 度会町郡指導主事共同設置事業特別会計歳入歳出決算の認定、議案第69号 度会町水道事業会計決算の認定について、議案第73号 度会町文化財保護条例の一部を改正する条例について、請願第1号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願書、請願第2号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願書、請願第3号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書、請願第4号 防災対策の充実を求める請願書、意見書、防災・減災、国土強靱化対策の継続及び拡充を求める意見書を発議し、可決することが妥当との結論を得た。以上、議案3議案、請願4件について、教育長、関係課長、課長補佐、係長の出席を求め、慎重審議の結果、いずれの議案も原案どおり可決・認定・採択すべきものと決しました。

なお、意見書については、慎重審議を行った結果、関係機関に対し提出することが望ましいとの結論に至りましたので、委員会において、これを発議します。

以上で、報告を終わります。

- 議長（濱岡 裕之） ただいまの産業教育常任委員長報告に対する質疑を行います。
質疑ございませんか。

ございませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（濱岡 裕之） 質疑なしと認めます。

産業教育常任委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

各常任委員長報告は、お手元に配付いたしました委員会審査報告書のとおり、いずれも原案可決で、決算関係につきましては、いずれも認定であり、また、請願関係につきましては、いずれも採択であります。

これで、常任委員長報告を終わります。

◎討論（議案第59号～議案第76号）

日程第3 これより討論を行います。

お手元に配付いたしております提出議案書のとおり、議案第59号から議案第75号までを議題とし討論を行います。各議案に対する討論の通告はございません。

よって、討論なしと認め、議案第59号から議案第75号までの討論を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(濱岡 裕之) 異議なしと認め、これで討論を終わります。

◎採決(議案第59号～議案第76号、請願第2号～請願第5号)

日程第4 これよりお手元に配付いたしております提出議案書の議案第59号から議案第76号についてを採決いたします。

議案第59号 令和2年度度会町一般会計補正予算(第4号)に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(濱岡 裕之) 賛成全員であります。

よって、議案第59号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第60号 令和2年度度会町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(濱岡 裕之) 賛成全員であります。

よって、議案第60号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第61号 令和2年度度会町介護保険特別会計補正予算(第2号)に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(濱岡 裕之) 賛成全員であります。

よって、議案第61号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第62号 令和2年度度会町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(濱岡 裕之) 賛成全員であります。

よって、議案第62号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第63号 令和元年度度会町一般会計歳入歳出決算の認定についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(濱岡 裕之) 賛成全員であります。

よって、議案第63号は原案どおり認定されました。

続きまして、議案第64号 令和元年度度会町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第64号は原案どおり認定されました。

続きまして、議案第65号 令和元年度度会町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第65号は原案どおり認定されました。

続きまして、議案第66号 令和元年度度会町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第66号は原案どおり認定されました。

続きまして、議案第67号 令和元年度度会町郡指導主事共同設置事業特別会計歳入歳出決算の認定についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第67号は原案どおり認定されました。

続きまして、議案第68号 令和元年度度会町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第68号は原案どおり認定されました。

続きまして、議案第69号 令和元年度度会町水道事業会計決算の認定についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第69号は原案どおり認定されました。

続きまして、議案第70号 度会町犯罪被害者等支援条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第70号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第71号 度会町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第71号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第72号 度会町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第72号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第73号 度会町文化財保護条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第73号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第74号 度会町児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第74号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第75号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度度会町一般会計補正予算（第3号））に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第75号は原案どおり承認されました。

続きまして、議案第76号 度会町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第76号は原案どおり同意されました。

続きまして、請願受理番号第1号から第4号までの請願4件と意見書2件について、討論を省略して採決いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（濱岡 裕之） 異議なしと認めます。

よって、採決いたします。

請願受理番号第1号から第4号までの請願4件、意見書2件に対する委員長報告は、それぞれ採択であります。

請願第1号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願書に対し、採択することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、請願第1号は採択することに決定いたしました。

続きまして、請願第2号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願書に対し、採択することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、請願第2号は採択することに決定いたしました。

続きまして、請願第3号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書に対し、採択することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、請願第3号は採択することに決定いたしました。

続きまして、請願第4号 防災対策の充実を求める請願書に対し、採択することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、請願第4号は採択することに決定いたしました。

以上、請願受理番号第1号から第4号までの請願4件は、全て採択することに決定いたしました。

暫時、休憩をいたします。

(13時21分休憩)

(13時23分再開)

○議長（濱岡 裕之） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎議員提出議案の上程（発議第2号～発議第7号）

追加日程第1 お諮りいたします。

本日、議員提出されました発議第2号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願書、発議第3号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願書、発議第4号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充

を求める請願書、発議第5号 防災対策の充実を求める請願書について、発議第6号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書、発議第7号 防災・減災、国土強靱化対策の継続及び拡充を求める意見書、以上、発議第2号から発議第7号までを日程に追加し、追加日程として議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の発声あり)

○議長(濱岡 裕之) 異議なしと認めます。

よって、発議第2号から発議第7号までを日程に追加し、追加日程として議題とすることに決定いたしました。

◎提出理由の説明(発議第2号～発議第7号)

追加日程第2 それでは、発議第2号、発議第3号、発議第4号、発議第5号及び発議第7号に対して、提出議員より提出理由の説明を求めます。

6番 若宮淳也議員。

○6番(若宮 淳也) 発議第2号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定に基づく別紙意見書を度会町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

令和2年9月18日

度会町議会議長 濱岡裕之様

提出者 度会町議会議員 若宮 淳也

賛成者 度会町議会議員 大野 原徳

度会町議会議員 牧 幸作

度会町議会議員 貞森 義和

度会町議会議員 舟瀬 勝

提出理由、義務教育費国庫負担制度は、無償制等、国が必要な財源を措置するとの趣旨で確立された制度です。未来を担う子供たちの豊かな学びを保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことであり、教育に地域間格差が生じないよう、同制度のさらなる充実が求められます。

以上のような理由から、同制度の充実を強く切望するものです。

よって、別紙意見書を関係機関に提出したい。

これが、この意見書を提出する理由である。

発議第3号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定に基づく別紙意見書を度会町議会会議規則第14条第1項

及び第2項の規定により提出する。

令和2年9月18日

度会町議会議長 濱岡裕之様

提出者 度会町議会議員 若宮 淳也

賛成者 度会町議会議員 大野 原徳

度会町議会議員 牧 幸作

度会町議会議員 貞森 義和

度会町議会議員 舟瀬 勝

提出理由、子どもたちの姿を出発点とした主体的で協働的な豊かな学びを実現するためには、教職員定数の改善が最も重要な環境整備の一つだと考えます。教職員が教育の諸課題に対し、児童・生徒一人一人に向き合うためには、少人数教育の推進を含む計画的な教職員定数改善によって、安定的な基礎定数を確保することが必要です。

教育予算を拡充し、教職員配置の拡充も含めた教育条件の整備を進めていくことが、山積する教育課題の解決を図り、子供たち一人一人を大切にし、子供たちの豊かな学びを保障することにつながります。

以上のような理由から、教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算の拡充を強く切望するものです。

よって、別紙意見書を関係機関に提出したい。

これが、この意見書を提出する理由である。

発議第4号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定に基づく別紙意見書を度会町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

令和2年9月18日

度会町議会議長 濱岡裕之様

提出者 度会町議会議員 若宮 淳也

賛成者 度会町議会議員 大野 原徳

度会町議会議員 牧 幸作

度会町議会議員 貞森 義和

度会町議会議員 舟瀬 勝

提出理由、厚生労働省の国民生活基礎調査（2019）によると、子どもの貧困率は13.5%、およそ子供7人に1人の割合で貧困状態にあるとされています。

2020年3月に策定された第2期三重県子どもの貧困対策計画の基本理念にもあるように、三重の子供が必要に応じた教育支援、生活支援、親への就労支援等によっ

て、夢と希望を持って健やかに成長するためには、貧困の連鎖を断ち切り、経済格差を教育格差に結びつけないよう就学・修学支援に関わる制度・施策のより一層の充実が求められています。

以上のような理由から、全ての子供たちの学ぶ機会を保障するため、子どもの貧困対策の推進と就学・修学保障制度の拡充を強く切望するものです。

よって、別紙意見書を関係機関に提出したい。

これが、この意見書を提出する理由である。

発議第5号 防災対策の充実を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定に基づく別紙意見書を度会町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

令和2年9月18日

度会町議会議長 濱岡裕之様

提出者 度会町議会議員 若宮 淳也

賛成者 度会町議会議員 大野 原徳

度会町議会議員 牧 幸作

度会町議会議員 貞森 義和

度会町議会議員 舟瀬 勝

提出理由、学校は、災害時に避難所となる等重要な役割を担っています。

子供たち及び地域住民の安心・安全を確保するため、巨大地震等の災害を想定した防災対策の充実を図り、最善の備えを整えていくという考えの下、防災に関わる施策がさらに充実されることを強く望むところです。

以上のような理由から、巨大地震等の災害を想定した防災対策の充実を進めることを強く切望するものです。

よって、別紙意見書を関係機関に提出したい。

これが、この意見書を提出する理由である。

発議第7号 防災・減災、国土強靱化対策の継続及び拡充を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定に基づく別紙意見書を度会町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

令和2年9月18日

度会町議会議長 濱岡裕之様

提出者 度会町議会議員 若宮 淳也

賛成者 度会町議会議員 大野 原徳

度会町議会議員 牧 幸作

度会町議会議員 貞森 義和

度会町議会議員 舟瀬 勝

提出理由、近年、令和元年東日本台風、令和2年7月豪雨など、激甚化・頻発化する自然災害により全国各地で甚大な被害が発生しており、我が国にとって国土強靱化は、依然として喫緊の課題です。

国において防災・減災、国土強靱化対策をより一層推進するために対策を講じることを強く切望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出したい。

これが、この意見書を提出する理由である。

以上でございます。

○議長（濱岡 裕之） 続きまして、発議第6号に対して、提出議員より提出理由の説明を求めます。

8番 舟瀬 勝議員。

○8番（舟瀬 勝） 発議第6号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定に基づく別紙意見書を度会町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

令和2年9月18日

度会町議会議長 濱岡裕之様

提出者 度会町議会議員 舟瀬 勝

賛成者 度会町議会議員 貞森 義和

度会町議会議員 大野 原徳

度会町議会議員 牧 幸作

度会町議会議員 若宮 淳也

提出理由、新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税・地方交付税等の一般財源の激減が避けがたくなっています。

地方自治体は、福祉、医療、教育、子育て、防災、減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など喫緊の財政需要への対応を初め、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政はかつてない厳しい状況になることが予想されます。

上記のような理由から、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、地方税財源の確保を確実に実現されるよう、強く要望するものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出したい。

これが、この議案を提出する理由であります。

○議長（濱岡 裕之） 以上で、提出理由の説明は終わりました。

◎質疑（発議第2号～発議第7号）

追加日程第3 これよりお手元に配付いたしました発議第2号から発議第7号まで、以上発議6件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の発声あり）

○議長（濱岡 裕之） 質疑なしと認めます。

発議第2号、発議第3号、発議第4号、発議第5号、発議第6号及び発議第7号に対する質疑を打ち切ります。

これで、発議に対する質疑を終わります。

◎討論（発議第2号～発議第7号）

追加日程第4 これより討論を行います。

発議第2号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書の提出についてに対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

ございませんか。

（「なし」の発声あり）

○議長（濱岡 裕之） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ございませんか。

（「なし」の発声あり）

○議長（濱岡 裕之） 討論なしと認めます。

発議第2号に対する討論を打ち切ります。

続きまして、発議第3号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書の提出についてに対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

ございませんか。

（「なし」の発声あり）

○議長（濱岡 裕之） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ございませんか。

（「なし」の発声あり）

○議長（濱岡 裕之） 討論なしと認めます。

発議第3号に対する討論を打ち切ります。

続きまして、発議第4号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書の提出についてに対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

ございませんか。

(「なし」の発声あり)

○議長(濱岡 裕之) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ございませんか。

(「なし」の発声あり)

○議長(濱岡 裕之) 討論なしと認めます。

発議第4号に対する討論を打ち切ります。

続きまして、発議第5号 防災対策の充実を求める意見書の提出についてに対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

ございませんか。

(「なし」の発声あり)

○議長(濱岡 裕之) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ございませんか。

(「なし」の発声あり)

○議長(濱岡 裕之) 討論なしと認めます。

発議第5号に対する討論を打ち切ります。

続きまして、発議第6号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出についてに対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

ございませんか。

(「なし」の発声あり)

○議長(濱岡 裕之) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ございませんか。

(「なし」の発声あり)

○議長(濱岡 裕之) 討論なしと認めます。

発議第6号に対する討論を打ち切ります。

続きまして、発議第7号 防災・減災、国土強靱化対策の継続及び拡充を求める意見書の提出についてに対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

ございませんか。

(「なし」の発声あり)

○議長(濱岡 裕之) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ございませんか。

(「なし」の発声あり)

○議長(濱岡 裕之) 討論なしと認めます。

発議第7号に対する討論を打ち切ります。

これで、討論を終わります。

◎採決(発議第2号～発議第7号)

追加日程第5 これより発議第2号から発議第7号についてを採決いたします。

発議第2号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書の提出についてに対し、賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(濱岡 裕之) 賛成全員であります。

よって、発議第2号については、原案どおり可決されました。

続きまして、発議第3号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書の提出についてに対し、賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(濱岡 裕之) 賛成全員であります。

よって、発議第3号については、原案どおり可決されました。

続きまして、発議第4号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書の提出についてに対し、賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(濱岡 裕之) 賛成全員であります。

よって、発議第4号については、原案どおり可決されました。

続きまして、発議第5号 防災対策の充実を求める意見書の提出についてに対し、賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(濱岡 裕之) 賛成全員であります。

よって、発議第5号については、原案どおり可決されました。

続きまして、発議第6号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出についてに対し、賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(濱岡 裕之) 賛成全員であります。

よって、発議第6号については、原案どおり可決されました。

続きまして、発議第7号 防災・減災、国土強靱化対策の継続及び拡充を求める意見書の提出についてに対し、賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、発議第7号については、原案どおり可決されました。

以上、発議第2号から発議第7号までの発議6件については、全て原案どおり可決されました。

暫時、休憩をいたします。

(13時45分休憩)

(13時49分再開)

○議長（濱岡 裕之） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

追加日程をお諮りいたします。

ただいま町長から議案第77号が提出されました。議案第77号 物件等の買入れに係る契約の締結についてを追加日程といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（濱岡 裕之） 異議なしと認めます。

よって、議案第77号を日程に追加し、追加日程として議題とすることに決定いたしました。

◎追加議案の上程（議案第77号）

追加日程第6 議案第77号 物件等の買入れに係る契約の締結についてを議題といたします。

それでは、提案者中村町長より提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 忠彦） それでは、説明いたします。

議案第77号 物品等の買入れに係る契約の締結について、次のとおり物品等の買入れに係る契約の締結するにつき、度会町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和2年9月18日提出

度会町長 中村忠彦

記

1. 契約の目的、度会町G I G Aスクール関係タブレット端末及び関連機器購入等事業、物品関係等。

2. 金額の方法、指名競争入札。

3. 契約金額3,080万円。

4. 契約の相手方、三重県四日市市東茂福町2番11号、教育産業株式会社、三重

営業所、所長、八神一也。

提案理由、G I G Aスクール関係タブレット端末及び関連機器等の購入につき、度会町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定による予定価格が700万円以上の物件であるため、町議会の議決を経て、物件等の買入に係る契約を締結をしたい。

これが、この議案を提出する理由である。

○議長（濱岡 裕之） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

◎質疑（議案第77号）

追加日程第7 お諮りいたします。

議案第77号 物件等の買入に係る契約の締結についてに対する質疑を行います。
質疑ございませんか。

（「なし」の発声あり）

○議長（濱岡 裕之） 質疑なしと認めます。

議案第77号に対する質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

議案第77号 物件等の買入に係る契約の締結については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略して、採決いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の発声あり）

○議長（濱岡 裕之） 異議なしと認めます。

よって、議案第77号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

◎討論（議案第77号）

追加日程第8 これより討論を行います。

議案第77号 物件等の買入に係る契約の締結についてに対する討論を行います。
まず、原案に反対者の発言を許します。
ございませんか。

（「なし」の発声あり）

○議長（濱岡 裕之） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ございませんか。

（「なし」の発声あり）

○議長（濱岡 裕之） 討論なしと認めます。

議案第77号に対する討論を打ち切ります。

◎採決（議案第77号）

追加日程第9 これよりお手元に配付いたしております提出議案書のとおり、議案第77号を採決いたします。

議案第77号 物件等の買入れに係る契約の締結についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙 手）

○議長（濱岡 裕之） 賛成多数であります。

よって、議案第77号は原案どおり可決されました。

◎閉会中の継続審査の申出について

日程第5 閉会中の継続審査の申出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員長より、委員会において審査する事件につき、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査の申出がございます。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに、御異議ございませんか。

（「異議なし」の発声あり）

○議長（濱岡 裕之） 異議なしと認めます。

よって、委員長より申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎議員派遣の件について

日程第6 議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議員派遣の件については、その目的、場所等について、お手元に配付いたしましたとおり、派遣いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の発声あり）

○議長（濱岡 裕之） 異議なしと認めます。

なお、この件につきまして、内容に変更が生じた場合の取扱いについては、議長に一任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の発声あり）

○議長（濱岡 裕之） 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については決定いたしました。

◎閉会の宣告

これをもちまして、今期定例会に提出されました議案の審議は全て終了いたしましたので、令和2年第3回度会町議会定例会を閉会いたします。

(13時56分)

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

度会町議会議長

度会町議会議員

度会町議会議員